

議案第95号

磐田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

磐田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和5年11月24日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

磐田市職員等の旅費に関する条例（平成17年磐田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第4号及び第5号」を「第16条第1号、第3号及び第4号」に改める。

第6条の見出し中「普通」を削り、同条第1項中「普通」を削り、「及び宿泊料」を「、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 日当は、旅行日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

第6条に次の3項を加える。

8 食卓料は、外国への出張について実費額により支給する。

9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

10 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において定額により支給する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「及び急行料金」を「、急行料金及び座席指定料金」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金第11条に次の1項を加える。

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第2章中第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(日当)

第14条 日当の額は、1日につき1,500円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、日当を支給しない。

- (1) 全路程が鉄道100キロメートル未満の旅行の場合
- (2) 全路程で公用車を使用する場合
- (3) 旅行期間中における移動を伴わない日程

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、水路2分の1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。

第15条第1項中「10,900円」を「宿泊地の区分に応じた別表の定額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

宿泊料（1夜につき）	区 分	
	甲地方	乙地方
	13,100円	11,800円

備考 甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の磐田市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

磐田市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号、第4号及び第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(普通旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料</u> <u>とする。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(追加)</p> <p>6 略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 <u>特殊旅費の種類は、日当、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 <u>日当は、外国への出張について旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>3 <u>食卓料は、外国への出張について実費額により支給する。</u></p> <p>4 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第1号、第3号及び第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(<u> </u>旅費の種類)</p> <p>第6条 <u> </u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>日当は、旅行日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>食卓料は、外国への出張について実費額により支給する。</u></p> <p>9 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p>10 <u>死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において定額により支給する。</u></p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>5 <u>死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において定額により支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p><u>第9条</u> 略 2・3 略</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第10条</u> 略 2・3 略</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (鉄道賃)</p> <p><u>第11条</u> 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>及び急行料金</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (追加)</p> <p>2 略 (追加)</p> <p>(船賃)</p> <p><u>第12条</u> 略 2 略</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>第8条</u> 略 2・3 略</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第9条</u> 略 2・3 略</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (鉄道賃)</p> <p><u>第10条</u> 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金及び座席指定料金</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第11条</u> 略 2 略</p>

現行	改正案								
<p>(航空賃) 第13条 略</p> <p>(車賃) 第14条 略 2・3 略</p> <p>(追加)</p> <p>(宿泊料) 第15条 宿泊料の額は、<u>10,900円</u>とする。 2 略</p> <p>(追加)</p>	<p>(航空賃) 第12条 略</p> <p>(車賃) 第13条 略 2・3 略</p> <p>(日当) 第14条 <u>日当の額は、1日につき1,500円とする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、日当を支給しない。</u> (1) <u>全路程が鉄道100キロメートル未満の旅行の場合</u> (2) <u>全路程で公用車を使用する場合</u> (3) <u>旅行期間中における移動を伴わない日程</u> 3 <u>鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、水路2分の1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。</u></p> <p>(宿泊料) 第15条 宿泊料の額は、<u>宿泊地の区分に応じた別表の定額</u>とする。 2 略</p> <p><u>別表(第15条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1161 1809 1278"> <thead> <tr> <th rowspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th colspan="2">区 分</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>13,100円</td> <td>11,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び</u></p>	宿泊料(1夜につき)	区 分		甲地方	乙地方		13,100円	11,800円
宿泊料(1夜につき)	区 分								
	甲地方	乙地方							
	13,100円	11,800円							

現行	改正案
	<u>福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。</u>

「磐田市職員等の旅費に関する条例の一部改正」について

1 改正の趣旨

費用負担の適正化及び旅費支給に係る事務の効率化を図るため。

2 主な改正内容（内国旅行）

(1) 日当の追加（現行支給なし）

移動に伴う経費として旅行日数に応じ 1,500 円/日（全職位）を支給
ただし、次の場合には日当を支給しない。

- ・全路程が鉄道 100 km 未満の場合
- ・全路程公用車使用の場合
- ・旅行期間中で移動を伴わない日

(2) 宿泊料の額の見直し

10,900 円を宿泊地により甲地方：13,100 円、乙地方：11,800 円とする。

甲地方：さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地方：甲地方以外の地域

【例】静岡市（県庁）へ日帰りで出張（全路程 131.4km）

	改正前		改正後
運賃	2,340円	→	2,340円
日当	0円		1,500円
合計	2,340円		3,840円

磐田駅⇔静岡駅

【例】東京（永田町）へ1泊2日での出張（全路程 497.2km）

	改正前		改正後
運賃	9,020円 340円	→	9,020円 *日当で支弁
特急料金	6,800円		6,800円
宿泊料	10,900円		13,100円
日当	0円		3,000円
合計	27,060円		31,920円

磐田駅⇔東京駅
東京駅⇔永田町駅
掛川駅⇔東京駅
甲地方(千代田区)宿泊
1,500円×2日

3 財政への影響

5,000千円の増額見込み

（内訳）日当の追加によるもの 約 4,000 千円
宿泊料の見直しによるもの 約 1,000 千円

4 施行日

令和6年4月1日

ただし、施行日前に出発した旅行については従前の例による。